



埼玉県報

第 2 5 9 6 号
平成 2 6 年 5 月 2 3 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [埼玉県税務システム機能保守等業務委託に関する契約の相手方等の公示\(税務課\)](#)
- [大宮警察署等統合庁舎新築工事に関する入札公告\(入札課\)](#)
- [災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する告示\(消防防災課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [さいたま新産業拠点\(SKIPシティ\)A1街区維持管理業務に関する契約の相手方等の公示\(産業技術総合センター\)](#)
- [埼玉県産業技術総合センター使用料徴収事務委託\(産業技術総合センター\)](#)
- [平成26年度職業訓練指導員試験の実施\(産業人材育成課\)](#)
- [唐子南部土地改良区の役員就任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか3品目に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [電子複写機用再生紙3品目に関する契約の相手方等の公示\(会計課\)](#)
- [IC運転免許証作成用消耗品等の購入に関する契約の相手方等の公示\(会計課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第七百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年五月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人リスイッチ
- 三 代表者の氏名
宮坂 昌資
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県朝霞市三原五丁目五番十五 E二〇二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、精神障害を持つ方及び、その家族、関係者に対し、精神保健福祉の向上に取り組み、精神障害者及び国民の精神保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百六十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年五月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人つばさねっと
- 三 代表者の氏名
川名 弘二
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県富士見市貝塚二丁目二十番六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主に埼玉県南西部に居住する重度心身障害児・者とその家族に対し、身体的、精神的なケアをリハビリテーションの観点からトータルに実践していくための活動を行い、障害児・者が地域社会で当たり前に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年五月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふる里大好き
- 三 代表者の氏名
小林 清春
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県幸手市下川崎六百七十八番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、幸手市に居住する子どもから高齢者すべての市民に対して、市の所有する施設等を有効活用しながら全ての市民が教養を深め、また心も体も健康的な暮らしができるような事業を行い、幸手市の生涯教育・社会教育並びにまちづくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので次のとおり公示する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県税務システム機能保守等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号

5 契約金額

52,488,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第七百七十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 工事概要等

(1) 工事名

大宮警察署等統合庁舎新築工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1 丁目191番10及び197番 7

(3) 工事期間

契約確定の日から平成28年10月31日(月)まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

老朽、狭あい化が著しく、耐震性が十分でない大宮警察署庁舎及び科学捜査研究所庁舎並びに警察本部内の鑑識課を移転統合した警察施設の整備を行う。

イ 規模及び構造

敷地面積 11,000.77㎡

(ア) 庁舎棟

鉄骨鉄筋コンクリート造、7階建て、延べ面積 12,140.24㎡

(イ) 車庫・倉庫棟 1

鉄骨造、2階建て、延べ面積 2,608.82㎡

(ロ) 車庫・倉庫棟 2

鉄骨造、平屋建て、延べ面積 720.00㎡

ウ 工事内容

建築工事 一式

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領(平成8年5月1日施行)に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドライン(平成26年4月1日施行)、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領(平成26年4月1日施行。以下「低入札要領」という。)及び総合評価方式に係る入札説明書による。

(1) 方式

技術提案型 A タイプ

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成26年5月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の行う電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおり埼玉県ホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成26年5月23日（金）から同年7月10日（木）まで

4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムに掲載せず、電子データをCD-R又はDVD-Rに記録して貸与する。貸与方法については、次のとおりとする。

- (1) 貸与を希望する者は、上記3(1)に掲載する「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、持参による「設計図書等貸与申請書」の提出は認めない。

ア 提出先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局施設課企画第二係 電話 048-832-0110（内線 2277）
ファクシミリ 048-831-8626

イ 受付期間

平成26年5月23日（金）午前9時から同年6月12日（木）午後5時まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの郵便又は宅配便により設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成26年7月14日（月）までに郵便又は宅配便により上記4(1)アの提出先に返却すること。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(2)の期間内に電子入札システムの競争参加資格

確認申請書（以下「確認申請書」という。）に確認資料を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にとっては、郵送）により提出すること。また、下記(3)の期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システムにより提出された場合又は提出受付期間までに資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成26年5月26日（月）午前9時から同年6月12日（木）午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成26年5月26日（月）午前9時から同年6月16日（月）午後5時まで

(4) 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、平成26年6月19日（木）にそれぞれ通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成26年6月26日（木）午後3時までに上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等）により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

なお、質問書の題名及び説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入

札課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成26年5月26日(月)午前9時から同年6月6日(金)午後3時まで(郵送の場合は、平成26年6月5日(木)必着のこと。提出期限後に到着した質問には回答しない。)

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成26年6月11日(水)までに電子入札システム上で掲示する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話し、その旨を伝えること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

入札参加者は質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。

9 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりとする。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出期間

平成26年7月8日(火)午前9時から同年7月10日(木)午後5時まで

(2) 郵便による入札

入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(1)のとおりとする。

(3) 開札日時

平成26年7月11日(金)午前10時

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業(以下「単体」という。)又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)とする。

- (2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱(平成25年9月1日施行)(第10条第1項第1号及び第6号を除く。)によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

なお、下請代金の総額が4,500万円以上となる場合には、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成23年度及び平成24年度に完成した埼玉県発注工事のうち、建築工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員(以下「その他構成員」という。)は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの(下記(6)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの)であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成25・26年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領(平成25年4月1日施行)第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成16年4月1日から本件入札の公告日までの間に、延べ面積6,000㎡以上かつ階数4階

建て以上の建築物の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が6,000㎡以上のものに限る。）に係る建築一式工事を完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。また、その他構成員の施工実績は問わない。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、上記(4)の施工実績に規定する建築一式工事において、全工期（準備期間及び後片付け期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、4,500万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、5,000万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札要領第17条第2号の規定により、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。

カ 専任の配置予定の技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する入札参加者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出受付期間の終期日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

キ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ク 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は

本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更正手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

カ 経常建設共同企業体でないこと。

12 低入札要領の規定に基づく調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札要領の規定に基づく失格基準価格

設定する（失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。）。

14 低入札要領の規定に基づく工事成績判断基準

設定しない。

15 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のと

おりとし、財務規則第93条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の108に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおり提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局施設課企画第二係 電話 048-832-0110（内線 2277） ファクシミリ 048-831-8626

イ 依頼書提出期間

平成26年5月23日（金）午前9時から同年7月8日（火）午後5時まで

ウ 納付期限

平成26年7月10日（木）

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ 048-830-4727

イ 提出期限

平成26年7月10日（木）午後5時まで

- (4) 次のとおり有価証券等を担保として持参（下記(4)ア(ウ)にあっては、郵送）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記(4)ア(ウ)にあっては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

- (7) 利付国債
- (4) 埼玉県債
- (9) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成26年7月10日（木）午後5時まで

- (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者
 - イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記(3)アの提出先に同イに示す期限までに提出した者
- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成26年8月29日（金）までの期間を含むこと。
- (7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。ただし、落札者がある責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。

なお、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

16 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札要領第17条第5号の規定により、契約金額の100分の30以上とする。
- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記(2)ウにあっては、保証金額）と同額とする。

- ア 利付国債
- イ 埼玉県債
- ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

- ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
- イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がある責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

17 支払条件

(1) 前金払

する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する(中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する(部分払を選択した場合に限る。)。)

18 現場説明会

開催しない。

19 契約の締結に係る留意事項

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。))。

20 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立ち会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にとっては、入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にとっては、郵送等）で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 評価値又は総合評価点が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札

- イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
 - ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札
 - エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - オ 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - カ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - キ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
 - ク 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札
 - ケ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - (ア) 入札者の押印のないもの
 - (イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの
 - (ウ) 押印された印影が明らかでないもの
 - (エ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
 - (オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - (カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - (キ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
 - (ク) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの
 - コ その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札
- (9) その他の注意事項
- ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することはできない。
 - イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

21 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 手続における交渉の有無
無
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等

に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

- (5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成8年5月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。
- (6) 提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料は、返却しない。
- (7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

22 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4727

23 Summary

- (1) Nature of Services Required
Construction of a New Omiya District Police Station and Government Complex
- (2) Submission Period for Confirmation Application and Documents
From 9 a.m. May 26 (Monday) until 5 p.m. June 12 (Thursday)
- (3) Submission Period for Other Necessary Documents
From 9 a.m. May 26 (Monday) until 5 p.m. June 16 (Monday)
- (4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System and Mail
From 9 a.m. July 8 (Tuesday) until 5 p.m. July 10 (Thursday)
- (5) Date and Time of Bidding
July 11 (Friday) at 10:00 a.m.
- (6) Contact Information
Large-scale Construction Group
Bidding Services Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
TEL: 048-830-2743 FAX: 048-830-4727

告 示

埼玉県告示第七百七十一号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二条第一号イ中「を収容する」を「に供与する」に改め、同号八中「三百円」を「三百十円」に、「者を収容する」を「ものに供与する」に改め、同条第二号イ中「を収容する」を「に供与する」に改め、同号ロ中「二百四十万円」を「二百五十三万円」に改め、同号ニ中「を収容する」を「に供与する」に改め、「（福祉仮設住宅という。）」を削り、同号ホ中「に収容する」を「を供与する」に改める。

第三条第一号イ中「収容された」を「避難している」に改め、同号八中「十円」を「四十円」に改める。

第四条第三号イ中「一万七千二百円」を「一万七千八百円」に、「二万八千五百円」を「二万九千四百円」に、「二万二千二百円」を「二万二千九百円」に、「三万六千九百円」を「三万八千四百円」に、「三万二千七百円」を「三万三千七百円」に、「五万四千四百円」を「五万三千四百円」に、「三万九千二百円」を「四万四百円」に、「六万二百円」を「六万二千四百円」に、「四万九千七百円」を「五万二千二百円」に、「七万五千七百円」を「七万八千四百円」に、「七千三百円」を「七千五百円」に、「一万四百円」を「一万七百元」に改め、同号ロ中「五千六百円」を「五千八百円」に、「九千四百円」を「九千四百円」に、「七千六百円」を「七千八百円」に、「一万二千円」を「一万二千三百円」に、「一万千四百円」を「一万千七百円」に、「一万六千八百円」を「一万七千四百円」に、「一万三千八百円」を「一万四千二百円」に、「一万九千九百円」を「二万六百元」に、「一万七千四百円」を「一万八千円」に、「二万五千三百円」を「二万六千四百円」に、「二千四百円」を「二千五百円」に、「三千三百円」を「三千四百円」に改める。

第五条第二号八中「衛生材料」の下に「等」を加える。

第七条第二号中「五十二万円」を「五十四万七千円」に改める。

第十条第三号中「二十万円」を「二十万六千円」に、「十六万八百元」を「十六万四千八百円」に改める。

第十一条第二号二(1)中「三千三百円」を「三千四百円」に改め、同号二(2)中「五千円」を「五千二百円」に改める。

告 示

埼玉県告示第七百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

日本ファイルコン若狭南ビル

埼玉県所沢市若狭一丁目二千六百十七番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一）該当店舗に面している道路は所沢市立若狭小学校及び所沢市立狭山ヶ丘中学校の通学路として利用しておりますので、車両の出入りの際は、通学児童生徒の安全に御配慮していただきますようお願いいたします。

（二）駐車場利用時間帯の変更により通行環境に変化が見込まれますので、駐車場および搬入車両出入口付近での出入庫時の安全性に配慮してください。

二 縦覧期間

平成二十六年五月二十三日から平成二十六年六月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第七七七十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A1街区維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業技術総合センター企画・総務室管理担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
181,602,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第七百七十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県産業技術総合センターの駐車場（指定駐車場以外の駐車場に限る。）	川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 加藤 孝夫	平成二十六年四月一日 から平成二十七年三月 三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百七十五号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験を実施する免許職種及び科目

イ 免許職種

全職種

ロ 試験科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

二 受験資格

イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

(1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

(2) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十条の二第二項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除されたもの

ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験期日

平成二十六年八月二日（土）

四 試験会場

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号

さいたま共済会館

五 受験申請の手続

イ 提出書類

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書

（受験票に五十二円分の郵便切手を貼り付けること。）

- (2) 履歴書
- (3) 受験資格を証明する書類
- (4) 写真（申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名及び受験職種を記入すること。）二枚
- (5) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格のあることを証明する書類
- (6) 長形三号（長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル）の封筒（受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、八十二円分の郵便切手を貼り付けること。）一通

ロ 提出方法等

提出方法	受付場所及び提出日時等
郵送	郵便番号三三〇 九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 平成二十六年五月三十日（金）から六月二十七日（金）までの消印のあるものを有効とする なお、郵送方法は必ず簡易書留とすること
持参	埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 平成二十六年五月三十日（金）から六月二十七日（金）までの午前八時三〇分から正午まで及び午後一時から五時まで なお、持参する前に電話で予約をすること

六 試験手数料の金額及び納付方法

イ 試験手数料の金額

三千百円。ただし、指導方法そのものが免除となる者は試験手数料は不要とする。

ロ 納付方法

三千百円分の埼玉県収入証紙を職業訓練指導員試験受験申請書に貼り付けて納付すること。

七 合格発表

平成二十六年八月二十二日（金）から同月二十八日（木）まで埼玉県庁本庁舎

一階南側玄関の掲示板に掲示するほか、受験者に通知する。

八 その他

イ 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書用紙は、埼玉県産業労働部産業人材育成課、各県立高等技術専門校、県立職業能力開発センター、各地域振興センター及び埼玉県職業能力開発協会において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（日本工業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り付けたもの）を同封すること。

ロ 試験に関し不明な点については、左記に問い合わせること。

埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 電話〇四八（八

三〇）四五九八

告 示

埼玉県告示第七百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、唐子南部土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
理事	長谷部 高 治	埼玉県東松山市大字葛袋七百五十七番地

告 示

埼玉県告示第七七七七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか3品目の単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成26年3月27日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社コイズミ 東京都板橋区熊野町33番3号

5 落札金額

26,941,680円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成26年2月12日

告 示

埼玉県告示第七百七十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

電子複写機用再生紙 3 品目 (単価契約) 28,300箱 (A 4 判26,800箱、A 3 判
1,300箱、B 4 判200箱)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年 4 月 4 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

溝口洋紙株式会社 埼玉県さいたま市見沼区卸町 1 丁目33番地

5 契約金額

33,682,392円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 8 号に該当

告 示

埼玉県告示第七七七十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
I C 運転免許証作成用消耗品等の購入（単価契約） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
- 5 契約金額
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

別表

I C 運転免許証作成用消耗品

品 名	規 格	金額 (税抜き)
I C カード基体 一般用	300 枚 × 3	469,800 円
I C カード基体 優良用	300 枚 × 3	469,800 円
I C カード基体 新規用	300 枚 × 3	469,800 円
経歴書用カード基体	300 枚 × 1	150,600 円
高速型用リボン (セット)	2,000 枚 × 1 (7 種)	130,800 円
標準型用リボン (セット)	500 枚 × 1 (3 種)	43,400 円

I C 運転免許証作成機部品等消耗品

品 名	金額 (税抜き)
撮影機用消耗品	
・上下ランプセット	14,700 円
・ハードディスク (撮影機)	45,000 円
・3 C C D カメラ (撮影機)	495,000 円
・免許証リーダー (撮影機)	580,000 円
・U P S	31,000 円
・制御ユニット	631,800 円
プリンタ用消耗品	
・エアフィルターセット	14,500 円
・ホッパー部固定ブラシ	11,900 円
・搬送ローラーセット	39,600 円
・サーマルヘッドセット	130,000 円
・プラテンローラー	10,000 円
・ヒートローラーセット	65,900 円
・シュートローラーセット	22,000 円
・タイミングベルトセット	17,000 円
・ロール E X I T セット	47,300 円

・ ロールロアピンチローラー	21,500 円
・ ピンチロールUP	65,000 円
・ ヒートロールカム部組立	40,000 円
・ ピンチロールカム部組立	31,800 円
・ HS 固定ブラシ	9,500 円
・ HS 部リボンセンサー	6,500 円
・ 本籍印字ロール紙	17,500 円
・ IC 確認装置用指紋認証USB	19,700 円
・ IC 確認装置底板	9,000 円
複写撮影装置用消耗品	
・ 3CCDカメラ組立	559,000 円
・ 撮影用LEDランプ	16,000 円
・ 吸着パッド	8,500 円
・ 入口センサー	1,700 円
・ 2枚取りセンサー	5,500 円
・ 電磁弁組立	20,100 円
・ エアフィルターセット	7,100 円
備考欄印字装置用消耗品	
・ 裏面印刷用インクリボン	7,800 円

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十五年十一月五日

指令川建セ第二五 九四 号

二 検査済証番号

平成二十六年五月十六日

川建セ第二六 六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字粕沢一 一三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市加美町四番一七号 グランメリーB棟二 二

松浦輝行

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

指定番号	十七号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十六年四月十八日
指定に係る道路の位置	和光市南二丁目六五六 一地从先から 二六四一 一地从先まで 和光市南二丁目六四〇 八地从先から 二六四〇 一地从先まで 和光市南二丁目六五二 五地从先から 二六五四 一地从先まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	七八・二 二二・三 一四九・四
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	八・〇 六・〇 六・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

指定番号	十八号	
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号	
指定の年月日	平成二十六年四月十八日	
指定に係る道路の位置	和光市新倉四丁目二七五二地先から一七八七地先まで 和光市新倉五丁目三五八地先から一五二一地先まで 和光市新倉四丁目二五五一地先から一八〇三一地先まで 和光市新倉五丁目三五八地先から一三六七地先まで 和光市新倉五丁目〇七五一地先から一三一九一地先まで 和光市新倉五丁目三三〇一地先から一三三七一地先まで 和光市新倉五丁目三三八一地先から一三四一一地先まで 和光市新倉四丁目二五七一一地先から一五四〇一地先まで 和光市新倉四丁目二七六四地先から一七八七地先まで 和光市新倉四丁目二七八七地先から一七九〇地先まで	
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	一七一・〇 三三九・〇 一四〇・〇 九四・〇 二二七・〇 一一二・〇 一〇一・〇 五五・〇 二二二・〇 三三・〇	
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	一〇・〇 九・〇 九・〇 八・〇 八・〇 八・〇 八・〇 八・〇 八・〇 八・〇	

和光市新倉五丁目一五七八 六地先から 一五二一 一地先まで 和光市新倉四丁目二五四三 三地先から 一五五一 一地先まで 和光市新倉四丁目二七五六 一地先から 一七九一 地先まで 和光市新倉四丁目二七九六 地先から 一八〇五 一地先まで 和光市新倉四丁目二六〇四 一地先から 一七六八 地先まで 和光市新倉四丁目二七五六 一地先から 一七五九 地先まで 和光市新倉五丁目一八〇五 一地先から 一八〇〇 地先まで 和光市新倉五丁目二四五六 一地先から 一五九三 四地先まで 和光市新倉五丁目二二五一 二地先から 一四六一 一地先まで 和光市新倉五丁目二四七一 一地先から 一四七七 地先まで 和光市新倉五丁目二三五二 地先から 一三四二 一地先まで	一〇五・〇 八三・〇 一九三・〇 九一・〇 一四七・〇 二九・〇 九一・〇 一四九・〇 五一・〇 六〇・〇 九三・〇	八・〇 八・〇 六・〇 六・〇 一五・〇 二五・〇 六・〇 五・〇 四・〇 四・〇 四・〇

	和光市新倉五丁目二四三六 二地先から 一四三二 一地先まで 和光市新倉四丁目一六一〇地先から 一七七七地先まで
	五三・〇 五八・〇
	四・〇 四・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年五月十六日

指令川建セ第二五〇〇八八二号

二 検査済証番号

平成二十六年五月十九日

川建セ第二六〇〇一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字能増字東百八十八番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市樋春千九百六十番地一 グレイスヒル 一〇一

根岸 義弘

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十五年十月二十一日

指令川建セ第二五〇〇九二〇号

二 検査済証番号

平成二十六年五月十九日

川建セ第二六〇〇一五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字腰越字南五百八十八番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字腰越百七十五番地二

近藤 大貴・近藤 佳代子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

指 定 番 号	一〇二号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十六年五月 二十二日
指 定 道 路 の 位 置	埼玉県坂戸市大字塚崎字白銀七番地先から埼玉県坂戸市大字中里字正太二百一番地四先まで 埼玉県坂戸市大字塚崎字下田二百九十一番地四先から埼玉県坂戸市大字戸口字村柏木二十二番地先まで
指定道路の延長 (単位メートル)	五百六十四・〇メートル 三百二十四・〇メートル
指定道路の幅員 (単位メートル)	九・五メートル 八・〇メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

	第一号	指定番号
	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
	平成二十六年 五月十九日	指定の年月日
埼玉真鴻巣市北新宿字屋敷通千四百十一 一から 埼玉真鴻巣市北新宿字屋敷通千四百十一 一から 埼玉真鴻巣市北新宿字屋敷通千三百七十二まで	埼玉真鴻巣市北新宿字屋敷通千六百六十一 三から 埼玉真鴻巣市北新宿字屋敷通千五百五十四 四まで	指定に係る道路の位置
百六十四・〇	百二十五・三	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
九・〇〇	九・〇〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
	三百五十六・五	六・〇〇

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十六年五月十五日

指令越建セ第二五〇〇二五二号

二 検査済証番号

平成二十六年五月十九日

越建セ第九二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字倉松字丑発六百四十三番一、三、十二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮二丁目四番三号 ヴィラネル東姫宮B・二〇一号

直井 勝

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十六年五月十四日

指令越建セ第二五〇〇八七二号

二 検査済証番号

平成二十六年五月十九日

越建セ第九六一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

（従前地）埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛五百六十四番一、五百六十五番一、二

十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八

（仮換地）幸手都市計画事業 宮代町道仏土地区画整理事業二十一街区二一一、

二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七画地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設 株式会社 代表取締役 堀口 忠美